

第5回 草津市住民投票条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年8月7日（火）16：00～17：30

場 所：草津市役所4階 行政委員会室

1 前回（第4回）の振り返り

- ・2（1）について、「第三者機関による検討を経た上で、市長が最終的に住民投票を実施する仕組みとすることが確認された。」と修正することが確認された。
- ・2（5）の2つめについて、「住民投票を公職選挙法に基づく選挙と同日に実施した場合、選挙の結果に影響を及ぼすことや住民が住民投票に関する運動ができなくなる等の問題があることを提言中に表現することが確認された」と修正することが確認された。

2 検討事項（確認された事項）

（1）住民投票の必要性を検討する第三者機関の設置について

- ・考え方の3つめの文章「住民発議の場合、投票の実施に必要な署名活動の前に第三者機関による事前審査を行うとともに、」の「事前審査」を「事前検討」と修正することが確認された。
- ・「考え方」の5つめの文章の冒頭「また」を「なお」と修正することが確認された。
- ・箱書きの中の「審査」を「検討」とすることが確認された。

（2）住民投票の対象とする案件について

- ・「問題がないかを審議するものとする。」を「問題がないかを検討の上、意見具申するものとする。」と修正することが確認された。

（3）住民の発議者の資格要件について

- ・「公職選挙法上の選挙権を持つ者を基本とする。」を「公職選挙法上の選挙権を持つ者とする。」と修正することが確認された。

（4）住民投票の設問形式について

- ・「原則として公職選挙法上の選挙権を持つ者を基本とする。」を「公職選挙法上の選挙権を持つ者を基本とする。」と修正することが確認された。

（5）住民投票の請求に必要な署名（提案議員）数について

- ・2番目の文章の「多過ぎ」「少な過ぎ」の「過ぎ」をひらがなにすることが確認された。
- ・4番目の文章、「公職選挙法上の選挙権を持つ者を基本とする」を「公職選挙法上の選挙権を持つ者とする」と修正することが確認された。
- ・他の項目も含め、「有権者」「投票資格者」「選挙権を持つ者」は同じ概念なので、

統一することが確認された。

- ・1/6、1/12などが何の数字なのかを示すことが確認された。

(6) 住民投票の方法および設問形式について

- ・②「考え方」の3つめの文章の最後、「しくみにしておく必要がある。」を「しくみにする。」と修正することが確認された。

(7) 住民投票の実施時期と投票運動について

- ・「考え方」については以下のとおりとすることが確認された。
 - ・住民投票を公職選挙法に基づく選挙と同日に実施した場合、選挙の結果に影響を及ぼす懸念があり、また、投票に際して重要な情報源となる住民の投票運動ができなくなるという問題がある。
 - ・上記のような問題はあるが、これらを考慮したうえで、投票日を決定すればよいものであるため、住民投票と公職選挙法に基づく選挙の期日の関係についての規定は設けない。
 - ・住民投票に際しては、公職選挙法の規定が適用されないことから、基本的には自由に投票運動を行うことを可能とする。
 - ・投票運動については、不正を排除し公正を確保することが必要であるため、原則的な規定を置く。

フロー図について

- ・フロー図の「事前審査」を「事前検討」と修正することが確認された。
- ・「第三者機関による審議」のところで「市政の重要事項であるかの判断」の次に、「選択肢、設問が適切かどうか」も追加することが確認された。
- ・請求代表者について、「公職選挙法に準じる者のみ」を「公職選挙法第9条の選挙権を持つ者のみ」と修正することが確認された。